

豊田工業高等専門学校自己点検・評価実施委員会規程

制 定 平成11年11月10日

最終改正 平成27年 4月 1日

(設置)

第1条 豊田工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、その教育水準の向上を図り、かつ、本校の目的及び社会的使命を達成するため、豊田工業高等専門学校自己点検・評価実施委員会（以下「委員会」という。）を置き、本校の教育研究活動等の状況について、自ら行う点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）を実施する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を掌理する。

- 一 本校における自己点検・評価の実施に関する事項
- 二 本校における自己点検・評価の報告書の作成及び公表に関する事項
- 三 その他本校における自己点検・評価に関する必要な事項

2 委員会は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認めるものについては、本校各種委員会等へ改善目標の設定・実施計画の策定等について検討するよう要求するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教務主事，学生主事，寮務主事，総務主事，専攻科長
- 三 テクノコンプレックス長，メディアコンプレックス長，図書館長，技術部長
- 四 学科長
- 五 事務部長
- 六 総務課長，学生課長
- 七 総務課課長補佐（総務・企画担当）
- 八 企画・地域連携係長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、校長とする。
- 3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは総務主事はその職務を代行する。

(専門委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関して必要な事項は、委員会においてその都度定める。

(自己点検・評価)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について自己点検・評価を実施するものとする。

- 一 教育理念・目標に関すること
- 二 教育活動に関すること
- 三 学生生活に関すること

- 四 学生寮に関する事
- 五 研究活動に関する事
- 六 国際交流に関する事
- 七 社会との連携に関する事
- 八 学校運営に関する事
- 九 将来計画に関する事
- 十 施設整備に関する事
- 十一 専攻科に関する事
- 十二 自己点検・評価体制に関する事
- 十三 その他委員会が必要と認める事項

(報告書の作成及び公表)

第7条 委員会は、自己点検・評価の結果等を取りまとめ、その報告書を公表するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課企画・地域連携係において処理する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。